

# 島根県報

第一、三八八号  
平成十四年七月二十六日  
(金曜日)

## 告 示

### 目 次

平成十四年度第四次自衛官募集	(消防防災課)	一
生活保護法の規定による介護機関の指定(二件)	(長寿社会課)	二
地力増進地域の指定の解除	(生産指導課)	二
土地改良区の役員の変更に係る住所の変更	(農村整備課)	三
道路の位置の指定	(建築住宅課)	三
公告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(高齢者福祉課)	三
都市計画決定の図書の縦覧	(都市計画課)	四
特定調達公告		
電子デバイス用電子顕微鏡の調達に係る一般競争入札の落札者等	(企業振興課)	四
人委規則		
島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則		四

## 告 示

### 島根県告示第六百八十三号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項並

びに第百十八条の規定に基づき、平成十四年度第四次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄田信義

### 一 採用する自衛官

(一) 男子 二等陸士・二等海士・二等空士

(二) 女子 二等陸士・二等海士・二等空士

### 二 募集期間

(一) 男子

平成十四年九月十三日(金)まで

(二) 女子

平成十四年八月五日(月)から平成十四年九月六日(金)まで

### 三 試験期日

(一) 男子

平成十四年九月十八日(水)・十九日(木)・二十日(金)

(二) 女子

平成十四年九月二十五日(水)

### 四 試験場の位置及び名称

(一) 男子

ア 出雲会場(九月十八日・十九日)  
出雲市松寄下町一一四二の一

イ 陸上自衛隊出雲駐屯地(電話〇八五三(二二)一〇四五)

濱田会場(九月二十日)

濱田市片庭町二五四

濱田合同庁舎(電話〇八五五(二九)五五〇五)

(二) 女子

出雲市松寄下町一一四二の一

陸上自衛隊出雲駐屯地(電話〇八五三(二二)一〇四五)

採用予定日

男女共通  
 平成十五年三月下旬から四月上旬  
 六 その他

(一) 応募資格  
 男女共通

日本国籍を有し、採用予定月の一日現在十八歳以上二十七歳未満の者

(二) 試験科目

ア 筆記試験 (国語・数学・社会・作文)

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(三) この試験に関する問い合わせは、自衛隊島根地方連絡部 (松江市学園一の一の二四 電話〇八五二(二二)〇〇一五) に連絡すること。

島根県告示第六百八十四号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、同

法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄田信義

介護機関の名称	実施する施設	所在地	指定年月日
公立雲南総合病院	介護療養型医療施設	大原郡大東町大字飯田九六一	平成十四年四月一日

島根県告示第六百八十五号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	名称	実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	指定年月日
	主たる事務所の所在地			
大東町外9ヶ町村雲南病院組合	一 大原郡大東町大字飯田九六一	短期入所療養介護	公立雲南総合病院	平成十四年四月一日
六日市町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市五八〇番地四	通所介護	七日市デイサービスセンター	平成十四年六月一日
			鹿足郡六日市町七日市九四二一五	

島根県告示第六百八十六号

地方増進法 (昭和五十九年法律第三十四号) 第四条第一項の規定に基づき指定した地方増進地域を次のとおり解除したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定によ

り告示する。

その関係図面は、島根県農林水産部生産指導課において縦覧に供する。

平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄田信義

市町村名	地域名	指定を解除する地力増進地域
横田町	三井野原	三井野原（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）に規定する農用地区域内現況畑に限る。）

島根県告示第六百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の仕事の変更の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄田信義

玉湯町土地改良区

住所を変更した役員の仕事及び住所

理事の別	氏名	住所	
理事 渡部 吉郎	変更前	変更前	八束郡玉湯町大字湯町八九〇番地
		変更後	八束郡玉湯町大字湯町一九八三番地

島根県告示第六百八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄田信義

一 道路の位置

隠岐郡西郷町大字岬町字岬老八五番四五番

二 道路の幅員

四・一五メートル

三 道路の延長

四八・一四メートル

四 位置標示方法

別紙図面図示位置に、道路側溝及び地先境界ブロックを設置して標示する。

五 指定の年月日及び番号

平成十四年七月十六日第三号

備考

別紙図面は、隠岐支庁土木建築局及び西郷町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあった年月日

平成十四年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 久城伝承文化顕彰会

三 代表者の氏名

齋藤 文人

四 主たる事務所の所在地

島根県益田市久城町一〇四九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、久城地域を中心とした福祉相互扶助、生活文化、伝承文化、古墳（国史跡）周辺整備、地域活性化に寄与するボランティア活動を、会員の主体的実践行動で示し、よき伝承文化の継承を目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、初年度及び翌年度の事業計画書並びに初年度及び翌年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎一階)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

六道都市計画ごみ処理場

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

### 特定調達公告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成14年7月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 購入物品等の名称及び数量

電子デバイス用電子顕微鏡(機器調達、設置、配線、調整等)一式  
(SIC半導体デバイスの微細形態観察及び元素分析をうための電界放射形走査電子顕

微鏡一式)

2 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

島根県商工労働部企業振興課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成14年7月17日

4 落札者の氏名及び住所

日新精器株式会社 広島県広島市南区東郷2-13-15

5 落札金額

49,875,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成14年6月7日

### 人事委員会規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月二十六日

島根県人事委員会委員長 吉 岡 瑩

#### 島根県人事委員会規則第十三号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則(平成十三年三月三十日島根県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 電子署名の付与に関すること。

第十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、別に定めるところにより電子署名を付し、公印の押印にかえ

ることができ  
る。

附 則

この規則は平成十四年七月二十六日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十四年七月二十六日印刷  
平成十四年七月二十六日発行

発行者  
島  
根  
県

印刷所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)